

## 東広島市農業委員会令和2年10月（第10回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月29日(木) 午前9時30分から10時32分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 22人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	8	古本啓之
9	大月みどり	10	岡本義則	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	14	古川國昭
15	原茂正	16	吉高信夫	17	長原毅
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	22	高尾昭臣	23	古川みどり
24	瀬戸則昭				

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	7	岡土居正弘

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者  
議長(会長) 12番 荒谷義憲 委員 13番 住井正美 委員

### 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 53 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 35 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第 36 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主任主事	堀 田 誠	
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり	
生活環境部安芸津支所地域振興課係長	吉 田 義 隆	

議 長	<p>これより10月総会を開会いたします。          これからは着席の上、議事進行をお願いいたします。          在任委員数24人中22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。          次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。          東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、12番荒谷委員さん、13番住井委員さんを指名いたします。          次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。          会期は、令和2年10月29日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和2年10月29日一日限りといたします。          これより日程第3の議案審議に入ります。          議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。          事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。          議案第50号について説明いたします。          今月は13件の申請がありました。内訳は5ページに記載のとおりです。          内容については、座って説明させていただきます。          それでは、101-1について説明いたします。          親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。          続いて、102-2でございます。          経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしていますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地1,571㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。          続いて、103-3でございます。          経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は市外に居住していますが、このたび渡人より住宅と併せて農地を取得することとなり、その住宅を拠点として申請地において小麦及び柿やユズなどの果樹を作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積3,641㎡は三原市の耕作面積であり、今回の申請を合わせると8,393㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。          続いて、104-4でございます。          経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は申請地の近隣に実家及び経営農地があり、耕作も便利のため、本申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。          続いて、105-5でございます。          経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は申請地の近隣に実家及び経営農地があり、耕作も便利のため、本申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。          続いて、106-6でございます。          経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地は公図上、筆界未定地のため、農地法第3条第2項第1号に該当するおそれがあったことから、渡人に経緯を確認したところ、先々代より60年以上同じ形状で耕作が続けられてきたと述べられていました。申出に基づいて図面上で計測したところ、申請登記面積を満たすものであり、取得後は現況どおり白ネギを作付するため、特に問題ないものと考えました。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。          続いて、107-7でございます。</p>

和田主任	<p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、108-8、109-9について、関連しますので一括して説明します。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢となり、今後の営農が困難となったため、農地を譲渡するものです。受人はそれぞれ隣接する農地を耕作しており、経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、110-10でございます。</p> <p>耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、111-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、112-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。</p> <p>続いて、113-13でございます。</p> <p>経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
古川みどり委員	<p>23番古川です。112-12はキウイフルーツを作られるって言われましたが、それでは113-13は畑ですので、果物か野菜か作られるのでしょうか。</p>
和田主任	<p>113-13につきましては、畑においてジャガイモを作付される予定です。</p> <p>以上です。</p>
古川みどり委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>他にありますか。</p>
住井委員	<p>13番住井です。105-5ですが、作業小屋のようなものがあつたのですが、これはどのように処理されたのでしょうか。</p>
和田主任	<p>105-5については、以前の所有者がプレハブのような小屋を建てております。この小屋は、ちょっと中をのぞきますと、床面はないもので、中は草のようなものが見えました。ぽっと置いてある状態のようなものです。これにつきましては、新しく所有する予定の譲受人の方は農機具小屋として使用される予定と伺っています。</p>
住井委員	<p>そこは農地ではないのでは。</p>
和田主任	<p>はい農地ではありません。</p> <p>取得後すぐに農業用施設の届けを提出するように指導しております。</p>
住井委員	<p>はい、分かりました。</p>

古川みどり 委 員	23番古川です。ついでに畑を買われた方の作物を教えてくださいなのですが、田なら稲 って分かるんですけど、畑だったら大体どんなものを作っておられるか教えてください。 102-2はどうですか。
和 田 主 任	102-2の譲受人の方につきましては、この農地においては里芋を作付される予定と伺っ ております。
古川みどり 委 員	106-6、110-10はどうですか。
和 田 主 任	106-6につきましては、現状白ネギが作付されております。このまま白ネギを作ってい かれると伺っております。
古川みどり 委 員	次の110-10は。
和 田 主 任	110-10につきましては、申請地においては現在野菜を作付されている状況がありますが、大根、ホウレンソウ、タマネギを作られる予定です。
古川みどり 委 員	ありがとうございました。
住 井 委 員	現地を確認する時には農地で何ができるかというのを確認して把握してくださいね、耕作 しますと言っても、土質が悪くて実際には耕作できない土地があると思います。今度見ると ときにはスコップを持って行って30cmぐらい掘って、これは耕作に適しているとか適してない とかということを確認していただければと思います。 以上です。
議 長	ほかにありますか。
	< なし >
議 長	ありがとうございます。 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入らせていただきます。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可する ことに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定に ついて」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議長、事務局天下。 議案の6ページをお願いいたします。 議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 座って説明をさせていただきます。 7ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 まず、申請番号26-1につきましては、●●における店舗への転用事案でございます。 申請地は、●●の北側、●●沿いに位置し、東に1km余り進みますと●●がでございます。 道路を挟んで南側には有料老人ホームなどを経営する●●があるところでございます。ま た、本申請地は調整区域内の第2種農地で、申請者は隣地にお住まいの方でございます。申 請者は、現在●●前のビルにおきまして新聞販売所を経営されておりますが、このたび●● の拡張事業に伴います用地買収により、販売所を移転する必要が生じました。それで、この 自宅に隣接する宅地と併せて新たに本申請地に販売所を建築するため、この許可申請をされ たものでございます。また、この申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなくこ の建築物が現地に建っておりました。これは犬小屋だそうでございます。この犬小屋につ きましては転用の申請に合わせてすぐに撤去されるということでございましたけれども、無許可 でございますので、始末書を申請人から徴取しまして、今後は法令に基づく適正な手続を行 うというように指導をしております。また、開発行為に係る許可につきましては、担当部局 に申請書が提出されております。

大 下 局 長 補 佐	<p>次に、申請番号27-2は、●●における共同住宅への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●と県道の●●線が交差する地点から南西方向、●●方面に約300m、近くには●●がございます。この農地は第2種農地で、申請者は申請地の近隣にお住まいの方でございます。申請人は、現在、申請地の隣地におきましても、こちらですね、共同住宅の経営を行っておられますが、このたび耕作の予定のない本申請地におきましても隣接する宅地と併せて共同住宅を建築するという事で転用許可申請をされたものでございます。なお、建築行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
津山主査	<p>それでは、総会議案の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第52号について説明いたします。</p> <p>今月は18件の申請がありました。内訳につきましては、議案の13ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>231-1について説明します。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅15棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。なお、申請地は既に一部土が入っていたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>238-2について説明します。</p> <p>農家住宅への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在会社に勤めながら借地で野菜の栽培をされていますが、退職に当たり専業農家として野菜を作りたいと考え、現在の耕作地に近い本申請地に農家住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については担当部局に事前協議され、許可申請不要との判断を得ております。</p> <p>239-3について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、240-4と241-5は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした2つの太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。</p>

津山主査

242-6と243-7は、受人は別々ですが、渡人が同一であり、発電所も隣接することから、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。受人はそれぞれ●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

244-8について説明します。

一般住宅及び車庫への転用事案です。受人は●●で借家に居住されています。このたび勤務地も東広島市にあることから申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

245-9から247-11は同一案件ですので、一括して説明いたします。

建売住宅、住宅用地及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび市街化区域に隣接する本申請地に建売住宅18棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。また、併用して市街化区域内農地に分譲宅地12区画を整備する計画です。申請地は、JR寺家駅の東に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

248-12について説明します。

資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、リサイクル業を営む会社です。このたび土木現場で発生する土砂を仮置きする場所を求めていたところ、申請地は山に囲まれ、周辺に農地もなく、土砂の持込み先である県北方面にも利便がよいことから、本申請地を土砂用の資材置場として転用しようとするものです。申請地は●●の南に位置する第2種農地です。

続いて、249-13について説明します。

車両置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、自動車整備業を営む会社です。現在、自動車整備及び車検代行業務を行っておられますが、廃車の車両置場が不足しているため、隣接する本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。

250-14について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび隣接する農地の取得とともに居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

251-15について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第3種農地です。

続いて、252-16について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

253-17について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

254-18について説明します。

農家住宅への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、妻と居住されていますが、本市には父所有の農地があり、また勤務先もあることから、通勤と併せ3年前から受入主体で耕作されています。このたび父所有の本申請地に住宅を建築し、今後も耕作を行っていききたいことから、転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置し、●●地区として昭和47年度から昭和55年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置さ

津山主査	<p>れるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については担当部局に事前協議され、許可申請不要との判断を得ております。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>以上の18件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号245-9から247-11、254-18については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、11ページ、245-9から247-11までと13ページの254-18については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、11ページ、245-9から247-11までと13ページの254-18については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂見主任主事	<p>議長、事務局坂見。</p> <p>議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>合計です。面積につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、●●から北に約800mのところに位置します空き家に付随する6筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、いずれの農地も耕作されておられません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号2、●●から南に約400mのところに位置します空き家に隣接する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、農地は耕作されておられません。また、形状が不整形であったり、面積が小さく、貸借の対象とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、将来農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号3、●●から東に約800mのところに位置します空き家に隣接する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、農地は耕作されておられません。また、形状が不整形であったり、面積も小さく、貸借の対象とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号4、●●から北西に約1.5kmのところに位置します空き家に隣接する3筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、いずれの農地も耕作されておられません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号5、●●から東に約400mのところに位置します空き家に隣接する1筆の農地に</p>



坂見主任主事	<p>ついて、下限面積を1 aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、農地は耕作されておりません。また、形状が不整形であったり、面積が小さく、貸借の対象とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、将来農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1 aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1 aに設定することに決定します。</p> <p>続いて、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第34号から報告第36号について事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議長、事務局大下。</p> <p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第34号から報告第36号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。</p> <p>なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページから4ページまでをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>6ページから8ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。</p>
長原委員	<p>17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。</p> <p>2年前に災害がありましたよね。その関連で、ため池の管理状況調査について市の河川港湾課の農業水利係の担当者が訪ねてられました。そして今の農業用のため池の管理状況調</p>

長原委員	査の依頼を受けました。これについて農業委員会は承知されているのでしょうか。要は河川港湾課と協議をされたことがあるのかどうか、そこをお聞きしたい。
定井農地保全係長	失礼いたします。河川港湾課のほうからため池の管理について、ため池の管理者を県と一緒に探しているということで、情報提供といいますか、協力の依頼がございました。農業委員会としては、農業委員さん、推進委員さんが知っておられる範囲で分かることがあれば協力させていただくということで話はさせていただいております。今回、図面と一緒に資料を幾つか持ってこられたのだと思うんですけども、そのため池全部について現地確認をして、その管理者の情報を農業委員さん、推進委員さんで調べていただくというわけではなくて、依頼のあった情報の中で知っていることがありましたらご協力をお願いしたいということで、河川港湾課のほうには話をさせていただいております。
長原委員	要は、そういう依頼があったのであれば農業委員会事務局として農業委員なり農業推進委員へ情報提供をしてもらわないといけないと思います。
定井農地保全係長	以前の総会でこういった資料と1枚物の紙と併せて河川港湾課のほうからため池調査について協力依頼があるかもしれませんというお知らせは、総会のその他報告でさせていただいたことがあるのですが、今回、河川港湾課のほうからそういった情報提供の依頼があったタイミングでもう一度お知らせすべきだったのかなというふうには思います。
長原委員	それから、農業委員は担当地域が広範囲に及ぶじゃないですか。そういうことで、農業委員が担当地域のため池がどこにあるのかというのはなかなか確認しづらいんですよ。各地域に農区長さんがいらっしゃいます。農区長の地域というのは狭い範囲内ですよ。池係なり水係をよく知っておられる方が多いです。そういうことで、農区長へ依頼するのが良いのではないかと思います。農業委員、農業推進委員がやらないと言う訳ではないですが、いずれにしてもそういう手だてがあるということをよく河川港湾課へお話していただきたいと思います。よろしくお祈いします。 以上です。
議長	その関連でちょっと、ため池調査というのは県が各ため池の所有者について今回は12月までに出してもらおうよということ各関係者に依頼が行っております。相続とかで所有者が代わっている場合があり、たまたま1件それへ私がかかわっていたので県のほうに行ったら、今は代表の所有者だけを決めてください。5人いても代表者だけを教えてくださいというふうに、県のほうとしても分かる範囲で教えてくださいということをちょっと聞きました。 以上です。
長原委員	それから、9月の終わり頃に新聞報道で、今の消防局の隣へスーパーのイズミがくるということで、造成が相当進んどの状況になっています。それはご存じだろうと思うのですが、これは農地法の特例措置なんかどうか、転用はどうなっているのか、そこらは事務的にどうなっているのか教えてください。
大下局長補佐	報道にありましたゆめタウンの候補地の農地につきましては、あの区域が既に市街化区域に編入されておりまして、4月の総会におきまして転用届出の受理ということで報告をさせていただいております。
長原委員	分かりました。
議長	その他ありませんか。
古川みどり委員	ため池のことですけど、最適化推進委員の方のところに来られたのですが、答えようと思っても地域が違い分からないので古川さんお願いしますって言われたのがあります。依頼を待っているんですけど、今のところ何もないです。私以外にも聞く人は沢山おられると思うので、市役所の方がいろいろ判断してやっておられるのだなと思っています。もし依頼があって分からないことがあればこの地区だったら誰々さんのところへ行くとか、区長さんとか水利組合の方に聞かれるのがいいんじゃないですかという助言をするというのを農業委員がしたらいいのではないかと思います。皆さんが協力しあってやっていけばいいのではないかと思います。

古川みどり 委員	以上です。
議長	今言われるように、どこへ相談したらよいのかということで、農業委員とか、最適化推進委員、それから区長さんの方へ依頼がきているのではないかと思います。農区長はもう皆さんご存じでしょうけど、農区長さんがおられない区もありますので、やっぱり農業委員さんを頼って来られたのだと思います。もし協力依頼がありましたらよろしくお願ひいたします。 以上です。
議長	次に、事務局からありましたらお願ひいたします。
定井農地 保全係長	それでは、1点ご報告をさせていただきます。 再来月、12月になるんですけれども、12月9日水曜日に農業委員さんと最適化推進委員さんの全体の研修会を予定しております。会場は西条の広島中央農協の会議棟で、コロナウイルスの感染拡大防止の観点から午前と午後に分けて開催をする予定です。今のところ、午前中をいわゆる旧市、西条、八本松、志和、高屋、午後から旧町、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の地区で、午前中は9時半から、午後は13時30分からそれぞれ2時間半程度を予定しております。また正式に決定いたしましたら11月の下旬もしくは12月の頭に開催通知のほうを送らせていただきますので、ご参加いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
住井委員	事務局、ちょっと聞いていいでしょうか。 非農地証明で申請者が中央地所となっているのがあるのですが、不動産屋が農地を買って、そして法務局照会で非農地になるのですか。
大下 局長補佐	142-3の案件でございますが、法務局から農業委員会に対して農地、非農地の照会が毎月来ておりますけれども、その申請に、法務局に対して地目変更の申請を出される方は本人でなくても代理の方でもどなたでもできるということだそうで、この案件につきましては中央地所が申請人として持ってきたという形でこちらのほうに申請が上がってきたもので、このような形になっておるものでございます。現地も担当委員さんと基本的には確認をさせていただいて、この案件につきましてはもう山林化しておりましたので、非農地ということで判定をさせていただいたということでございます。
住井委員	分かりました。
議長	その他ありませんか。
大下 局長補佐	3条の申請のご審議をいただいたときに、そもそも現地が本当に耕作できる状態であるのかとか、作物が植付けできる土地の状態にあるのかといったご指摘がございましたけれども事務局で、本来ならば一件一件担当委員さんと日程調整をさせていただいて、現地を確認しながら申請案件を見ていくことが本来の姿でありますけれども、東広島管内は非常に多くの申請がございますので、そういった手続を経ることなく事務局で現地を確認して事前に会長等に見ていただいてという流れでやっておりますけれども、事務局といたしましては、申請が来たときに事務局ではちょっとこれはどういったものなのか、適正なものなのかについて疑義が生じることも多々あります。それで、できる限り今後そのときに担当委員さんに連絡をさせていただいてちょっと話をさせていただいて、現地確認等をできればお願ひして、ちょっと審議の前にそういった確認をさせていただければと思います。
議長	その他ありませんか。
	< なし >
議長	その他ありませんようですので、ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦勞さまでした。 それでは、大月職務代理者から次の総会について報告をお願いいたします。
大月 職務代理者	失礼いたします。 次回11月総会は、11月27日金曜日9時半から予定しております。 開催場所につきましては、事前の資料では中央農協さんの会議棟を予定しておりましたが、本日と同じく市役所本会議室においてに変更をする予定であります。正式には開催通知にてご案内させていただきますので、最終確認のほどよろしくお願ひいたします。 以上です。

議 長	ありがとうございました。 以上で10月総会を閉会いたします。
-----	-----------------------------------

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 12番 荒谷 義憲 委員 13番 住井 正美 委員